

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和4年1月11日(2022.1.11)

【公表番号】特表2020-509442(P2020-509442A)

【公表日】令和2年3月26日(2020.3.26)

【年通号数】公開・登録公報2020-012

【出願番号】特願2019-528056(P2019-528056)

【国際特許分類】

G 05 B 19/042 (2006.01)

B 03 C 3/40 (2006.01)

B 03 C 3/68 (2006.01)

G 05 B 19/05 (2006.01)

【F I】

G 05 B 19/042

B 03 C 3/40 A

B 03 C 3/68 Z

G 05 B 19/05 S

【誤訳訂正書】

【提出日】令和3年11月24日(2021.11.24)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

建物換気設備の複数の電気集塵機用の制御エレクトロニクスであり、

少なくとも1つのマスタ機器(1)およびノード機器(2)を含み、

各前記電気集塵機に前記ノード機器(2)が接続可能であり、

前記マスタ機器(1)および前記ノード機器(2)が計算ユニットを備え、

前記マスタ機器(1)あるいは各前記マスタ機器(1)に前記ノード機器(2)の1つの列(3)または前記ノード機器(2)の複数の列(3)が接続可能であり、各列(3)において第1のノード機器(2)が付属の前記マスタ機器(1)に接続可能であり、前記列(3)の前記ノード機器(2)が互いに直列に接続されるように、前記列(3)において、追加のノード機器(2)が、先行のノード機器(2)に接続可能であり、前記マスタ機器(1)が、接続された前記1つの列(3)の前記第1のノード機器(2)の先行機器あるいは接続された前記複数の列(3)の前記第1のノード機器(2)の先行機器であり

、
列(3)の各前記ノード機器(2)に場所番号が割り当てられ、

1つの前記マスタ機器(1)あるいは複数の前記マスタ機器(1)の前記計算ユニットが、構成モードの中で各接続された列(3)の1つの前記第1のノード機器(2)の前記計算ユニットに構成プログラムを実施させるために配設され、その構成プログラムは：

前記先行機器の場所番号を受け取り、それ自体に1値上昇した場所番号を割り当て、前記ノード機器(2)に保存し、

後続のノード機器(2)が接続されているかどうかを確認し、そうである場合、前記後続のノード機器(2)の計算ユニットに構成プログラムを実施させるために配設される建物換気設備の複数の電気集塵機用の制御エレクトロニクス。

【請求項2】

前記接続された電気集塵機の符号化を伝達するために各前記ノード機器(2)が1つまたは複数のセンサを備え、前記センサの単数の出力信号から、あるいは前記センサの複数の出力信号から前記接続された電気集塵機の符号化を決定するために前記構成プログラムが附加的に配設されることを特徴とする請求項1に記載の制御エレクトロニクス。

【請求項3】

1つの前記マスタ機器(1)あるいは複数の前記マスタ機器(1)が接続された前記ノード機器(2)に前記電気集塵機のための電源電圧を供給し、各前記ノード機器(2)が電源電圧を前記ノード機器(2)から接続された前記電気集塵機に伝達するためのガルバニックアイソレータを備えることを特徴とする請求項1または2に記載の制御エレクトロニクス。

【請求項4】

各前記電気集塵機が設定されたサイズを有し、イオン化段階およびコレクタ段階を含み、各前記電気集塵機の制御はイオン化段階を通じて流れるイオン電流およびコレクタ段階に印加される高電圧直流の設定によって行われ、

前記少なくとも1つのマスタ機器(1)が建物制御機器(4)と接続可能であるかまたは建物制御機器(4)の部分であり、

前記少なくとも1つのマスタ機器(1)が前記建物制御機器(4)によって伝達された制御信号またはそこから派生した制御信号が前記ノード機器(2)に伝達され、

各前記ノード機器(2)が、付属する前記電気集塵機のために設定されるべき前記イオン電流を前記伝達された制御信号を基に、および接続された電気集塵機の任意のサイズおよびまたは前記コレクタに印加する前記高電圧直流を前記伝達された制御信号を基に決定するために配設されることを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載の制御エレクトロニクス。

【請求項5】

前記ノード機器(2)に伝達された前記制御信号が中に前記電気集塵機が配置された換気管を通じて流れる現在の空気体積流量のための計量基準であることを特徴とする請求項4に記載の制御エレクトロニクス。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0007

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0007】

マスタ機器およびノード機器の最適な形態は個々にまたは組み合わせて実現可能な以下のような特徴を内容として含む、つまり

1. 単数のあるいは各マスタ機器および各ノード機器は計算ユニットを備え、機器は次のように形成される：マスタ機器にあるいは各マスタ機器に、ノード機器の1つまたは複数の列が接続可能であり、各列では第1のノード機器が付属するマスタ機器に接続可能であり、列のノード機器が互いに直列に接続されるように、列の追加のノード機器がそれぞれ先行のノード機器に接続可能である。そのときマスタ機器は接続された1つの列の第1ノード機器に先行する、あるいは、接続された複数の列の第1ノード機器に先行する。列の各ノード機器には明解な場所番号が割り当てられる。単数のマスタ機器あるいは複数のマスタ機器の計算ユニットは構成モードの中で各接続された列の1つの第1ノード機器の計算ユニットを起動させ構成プログラムを実施するために配設され、構成プログラムは：

その先行機器の場所番号を受け取り、それ自体に1値だけ上昇する場所番号を割り当て、ノード機器に保存し、

後続ノード機器が接続されているかどうかを確認し、そうである場合、後続ノード機器の計算ユニットを起動し構成プログラムを実施するために配設される。

2. 電気集塵機は例えば永久磁石によって成形される符号化を含む。符号化を検査するためにノード機器は有利に1つまたは複数のセンサを備え、構成プログラムは附加的に単数

のセンサの出力信号からあるいは複数のセンサの出力信号から接続された電気集塵機の符号化を決定するために配設される。

3. 各ノード機器はノード機器から接続された電気集塵機への電源電圧の伝達のためのガルバニックアイソレータを備える。これはPCT特許申請である特許文献1に記載された原則に準拠した電気集塵機のイオン化段階およびコレクタ段階の制御を可能にする。